

○津山圏域資源循環施設組合の基本的な政策等に係る意見提出手続  
要綱

平成 22 年 1 月 5 日

津山圏域資源循環施設組合告示第 33 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、津山圏域資源循環施設組合（以下「施設組合」という。）の基本的な政策等に係る意見提出手続に関し必要な事項を定めることにより、施設組合の政策形成過程における住民等の政策への参画の機会を確保するとともに、住民等に対する説明責任を果たし、もって政策運営の透明性の向上を図り、公正で開かれた政策の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設組合の基本的な政策等に係る意見提出手続 施設組合の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の案、趣旨、目的、経過等を公表し、住民等からの意見または提案（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する施設組合の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮し施設組合の意思決定を行う一連の手続きをいう。
- (2) 津山圏域 津山市，苫田郡鏡野町，勝田郡勝央町，勝田郡奈義町，久米郡美咲町 とする。
- (3) 住民等 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 津山圏域内に住所を有する者
  - イ 津山圏域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 津山圏域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 津山圏域内に存する学校に在学する者
  - オ 前各号に掲げるもののほか、施設組合の基本的な政策等に係る意見提出手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第 3 条 施設組合の基本的な政策等に係る意見提出手続の対象となる政策等（以下「政策等」という。）

- (1) 施設組合の基本構想及び施策の基本的な方針または計画
  - (2) 住民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃に係る基本計画等
  - (3) その他住民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる計画
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は

施設組合の基本的な政策等に係る意見提出手続を実施しないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものであるとき
- (2) 管理者に裁量の余地がないと認められるとき
- (3) 住民等の意見聴取の手続が法令等により定められているとき  
(政策等の案の公表)

第4条 管理者は、施設組合の基本的な政策等に係る意見提出手続を実施しようとするときは、政策等を決定する前の適切な時期に、当該政策等の案を公表しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次の各号に掲げる資料を添えて公表するよう努めるものとする。
  - (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
  - (2) 政策等の案を作成する際に整理した管理者の考え方及び論点
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、住民等が施策等の案を理解するために必要と認められる関係資料  
(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 管理者が指定する場所での閲覧
  - (2) 施設組合のホームページへの掲載
  - (3) その他管理者が適当と認める方法
- 2 前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期限その他意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。
  - 3 施設組合の基本的な政策等に係る意見提出手続を実施しようとするときは、第1項各号に掲げる方法により案件名を事前に予告するよう努めるものとする。  
(意見等の提出)

第6条 管理者は、住民等が意見等を提出するための必要な期間として、公表した日から1箇月程度の提出期間を確保するよう努めるものとする。

- 2 前項に規定する意見等の提出は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 管理者が指定する場所への持参
  - (2) 郵便
  - (3) 電子メール
  - (4) ファクシミリ
  - (5) その他管理者が適当と認める方法
- 3 管理者は、住民等が意見等を提出しようとするときは、住所、氏名又は団体名、電話番号、その他必要な事項を明記させなければならない。  
(個人情報保護)

第7条 管理者は、この要綱の手続きに基づいて収集した個人情報について津山

圏域資源循環施設組合個人情報保護条例（平成 21 年津山圏域資源循環施設組合  
条例第 16 号）に基づき適切に取り扱うものとする。

（意見等の取扱い）

第 8 条 管理者は、提出された意見等を考慮して政策等の策定について意思決定  
を行うものとする。

2 管理者は、政策等の策定について意思決定を行ったときは、当該政策等の最  
終案のほか、住民等から提出された意見等及び当該意見等に対する管理者の考  
え方を公表しなければならない。

3 前項の公表については、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

（実施状況の公表）

第 9 条 管理者は、施設組合の基本的な政策等に係る意見提出手続の実施に関す  
る一覧を作成し、公表するものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、施設組合の基本的な政策等に係る意見  
提出手続の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある政策等については、この要綱の  
規定は適用しない。ただし、管理者において必要があると認めるときは、この  
要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。